

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

先ほどから、シャングリラ会議での防衛大臣の報告また活躍、すばらしいものがあったと思います。ただ、防衛装備品の件でもいろいろ議論が進んだということですが、私が一番ヒットだと思ったのは、中国に対して、新型軍国主義というのはこれは間違いだとはっきりとトップリーダーが物申したということが、私は今回の一番大きな成果かなと思えるぐらいに、やっぱりリーダーがはっきり物を言うということは、やっぱり国民も鼓舞しますし、真実を世界に伝えることになるし、本当にすばらしかったと思います。お疲れさまでした。

さあ、今日は、同じ防衛装備品でも、私は、パトリオットミサイルの在り方について質問をしていきたいと思います。

まず、米国からライセンス生産を受けて国内で生産しているパトリオットミサイルは、迎撃ミサイルとよく言われていますけれども、敵のミサイルを、飛んでくるミサイルを追撃するための防衛的武器ということで解釈でよろしいでしょうか。また、現在日本には大体何発ぐらいの備蓄というか在庫があるんでしょうか。

○政府参考人（伊藤晋哉君） お答え申し上げます。

自衛隊のパトリオットミサイルは、我が国に飛来する弾道ミサイルや侵攻する航空機等からの防御を目的とした装備品でございます。

このパトリオットミサイルの弾薬の保有数につきましては、自衛隊の具体的な能力を明らかにするおそれがあることから、お答えできないということについて御理解いただきたいと思えます。

○松沢成文君 それは仕方ないとして、今回、防衛装備品移転三原則及び運用指針の抜本的な改定がなされまして、防衛装備品、この主体的支援を行えるようになったわけですね。国産装備品の輸出を限定してきた従来の五類型を撤廃して、戦闘機や護衛艦も含む殺傷能力のある完成品の輸出までも容認される方向が示されたわけがあります。

戦闘機や護衛艦のように攻撃的な用途に用いられ得る装備品ですら移転が可能になった以上、専ら飛来する敵のミサイルを迎撃し、国民の生命を守るための意味純粋な防空迎撃システムであるパトリオットミサイルについては、その移転に制度上の支障はないはずであります。

この五類型の枠組みが正式に撤廃されたので、パトリオットミサイルは、制度上、防衛装備品・技術移転協定を締結する国に対しては、武器として日本から直接移転可能な装備品として位置付けられると考えますが、防衛大臣の見解を伺います。

○国務大臣（小泉進次郎君） ありがとうございます。

今、松沢先生お尋ねのペトリオットミサイルのようなライセンス生産品につきましては、二〇二三年十二月の防衛装備移転三原則の運用指針の改正において、ライセンス元国からの要請に基づいてライセンス元国以外の第三国にも移転することを可能としましたが、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除いたところであります。

このように、ライセンス生産品のライセンス元国以外の国への移転については、ライセンス元国からの要請があれば、ライセンスバックの一環として日本から第三国に移転することは可能であり、この場合、移転先を我が国との防衛装備品・技術移転協定の締結国であることは移転を認め得る場合の要件とはなっていません。

いずれにせよ、ライセンス元国からの要請があった場合に、厳格に審査を行って適正管理が確保されることを確認した上で、我が国として移転を認め得るかどうか主体的に判断を行うこととなります。

○松沢成文君 お話がありましたけれども、改正された運用指針では、自衛隊法上の武器に該当する完成品については条件があって、現に戦闘が行われていると判断される国への移転を原則認めないとしつつも、安全保障上の必要性から特段の事情がある場合に限り認め得ることとされました。

しかし、ウクライナは、侵略を受けて主権と国民の生命を守るためにやむを得ず防衛戦を戦っている国であります。戦闘継続のみをもって被侵略国を一律に支援対象外とするのではなくて、まさにこの特別の事情がある場合として防空装備の移転を認めるべきであって、硬直的な運用は積極的平和主義の理念にも反すると私は考えます。

ロシアからウクライナ都市部への無差別ミサイル攻撃が続いてウクライナ市民が犠牲となる中で、防空装備の提供は戦争を助長するものではなく、人命を守り、国際平和の回復を支援する行為であると思います。

ウクライナのような被侵略国への防空システムの提供を特段の事情として認定し、支援の道を開くべきと考えますが、防衛大臣の見解を求めます。

○国務大臣（小泉進次郎君） 我が国は、ウクライナに対し人道、財政、復旧復興などの分野で国際社会と連携した幅広い支援を着実に実施をしてきています。その中には防弾チョッキや自衛隊車両などの供与も含まれ、こうした我が国からの支援に対してウクライナ側からは繰り返し謝意が表明されています。

また、装備品の提供だけではなく、防衛省・自衛隊としては、例えばUNHCR、

国連難民高等弁務官事務所からの要請を受けた自衛隊機による人道支援物資の輸送、自衛隊中央病院等へのウクライナ負傷兵の受入れ、欧州等の有志国が参加するITコアリション、地雷除去コアリションの活動への参加など、様々な取組を通じて支援を行ってきています。

ウクライナ情勢をめぐり様々な動きが続いており、政府としても重大な関心を持って注視するとともに、アメリカ、欧州諸国を含む各国による外交努力が国際社会の結束の下、公正かつ永続的な平和の実現につながることを重要と考えており、関係国と緊密に連携して取り組んできています。

こうした背景や状況等を総合的に考慮した結果として、政府としては、現時点でウクライナに対して自衛隊法上の武器の移転を行うことは考えておりません。

いずれにせよ、防衛省・自衛隊としては、困難に直面するウクライナの方々を支え、ウクライナにおける一日も早い公正かつ永続的な平和の実現に向け、国際社会や関係省庁と連携しながら適切に対応していきたいと思います。

○松沢成文君 ウクライナにペトリオットを日本から直接送る場合に、もう一つこの協定の問題があります。

今般の防衛装備品移転三原則及び運用指針の改定によって防衛装備品・技術移転協定、これは国連憲章の目的と原則に適合する使用を義務付ける国際約束なんですけれども、これを締結している国、現在十七か国、ここに対しては完成品である武器についても原則として直接移転が可能となりました。しかし、残念ながらウクライナはこの締約国に含まれておりません。

これ、ウクライナへパトリオットミサイルを直接供与することができるように、現在防衛装備品・技術移転協定を締結している十七の締結国にウクライナを加えるべきだと思います。ウクライナは大歓迎ですよ。日本が是非とも締結しましょうとなれば、この締結国に入ってハードルが一つ下がるわけなんですけれども、これは協定締結ですので、外務大臣でしょうかね、見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（茂木敏充君） まず、ウクライナにより、ロシアによりウクライナ侵略と、これは国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であります。このような力による一方的な現状変更の試みを決して許すことはできないとの考えに変わりありません。一日も早く公正かつ永続的な平和を実現することが重要と考えております。

小泉大臣からも日本の支援策について説明があったところでありますが、若干ダブる部分もあるんですが、我が国は、人道、財政、そして復旧復興の分野で総額約二百億ドルの支援、ウクライナに対して行うと表明しておりまして、今着実に実行しているところであります。

今後とも、国際社会と緊密に連携しつつ、ウクライナの社会、経済を強靱なもの

にしていく、こういった観点も必要だと考えておりまして、官民一体の復旧支援、推進をしていきます。

また、これまでウクライナに対しては、先ほど小泉大臣の方からもありましたように、防衛装備移転三原則の範囲内で、防弾チョッキであったり、様々な供与可能な装備品も提供しているところであります。その上で、ウクライナとの防衛装備品・技術移転協定については、現在何ら決定していないところであります。

その上で、今後の戦況含め、様々な検討要因があると考えておりまして、引き続き、日・ウクライナ両国政府間で意思疎通、継続をしていきたいと考えております。

○松沢成文君 まだそういう考えを持っていないということでありましてけれども、これもう時間がないので、防衛大臣、ちょっと最後の質問に入っていきますけれども、今、ウクライナ・ロシア戦争、大変重要な局面を私迎えていると思うんですね。

もう、ロシアの軍事国にウクライナはいつ潰されて降伏するかというふうに国際社会はこの二、三年見ていたと思います。ところが、戦況が大分変わってきて、ロシアは物すごく経済も消耗もしているし、兵隊もたくさん戦場に送って犠牲者が出ています。これはもう五十万とも言われているんですね、三十万とも言われていますけれども。それに対して、ウクライナは最少の兵士の犠牲で済ませていて、ロシアの半分とも言われています。

しかしながら、ロシアは物量作戦ですから、ウクライナはロシアの軍事基地やエネルギー基地をドローンなんかで攻撃している。これもしようがないですよ、守らなきゃいけないんだから、自分の国を。ところが、ロシアは都市部に無差別攻撃やっているんですよ。それも弾道ミサイル、巡航ミサイルで。これで民間の犠牲者が一万五千人ですよ。どうにかこれ世界の同志国で守ってやらなきゃいけない。

ウクライナは日本に対しても、ゼレンスキー大統領はアメリカに対しても、パトリオットどうにかもう少し送ってくれないか。でも、イラン戦争で使い過ぎちゃって送るものはないと言うんですよ。そして、日本に対しても、実は私はウクライナの大使から直接言われました、どうにかパトリオットミサイル、日本も防衛装備品の移転がかなり可能になったので送ってくれないかと。そうしないと、キーウもう守れなくなっちゃうと。今、ロシアは、ウクライナの軍事攻撃の反撃としてキーウに無差別攻撃掛けると。だから、外交官、キーウから逃げた方がいいと、ここまでやっているんですよ。

今、ウクライナが渴望しているのはパトリオットミサイルです。これ、三つの条件がある。一つは、本当は紛争当事国には送れないけれども、特段の理由、これ幾らでも付けられると思います。ロシアが完全に勝っちゃったら、これ東アジアにも影響を与えますからね。北方領土にも影響を与えますからね。二つ目は、協定に、ウクライナも協定国になること。そして三つ目は、ライセンス国のアメリカから承

認をもらうことです。これ、どの三つも、これ決して不可能じゃない。

防衛大臣、これね、是非とも国家安全保障会議で提起して議論して、本当に一番大切な局面を迎えているウクライナにパトリオットの支援という、日本から目に見える、能動的な積極的な平和貢献していきませんか。是非ともこの国家安全保障会議で議論していただきたい。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（小泉進次郎君） まず、先ほどから私、茂木大臣が申し上げているとおり、ウクライナへの支援は様々な形でやっております。

私も、先日省内で、この自衛隊の車両などのウクライナへの支援に具体的に携わった職員などからも話を聞きました。そして、先週は、今、松沢先生からお話のあったウクライナの日本大使館の、この在日のウクライナ大使館の大使ともお会いをして、そして意見交換をさせていただきました。大使からも、日本の支援に対する感謝、そしてまた防衛装備移転、こういったことについての今の日本の政策についての御理解をいただいております。

その中で、先ほど茂木大臣が申し上げましたが、今後の戦況を含め、様々な検討要因がありますが、引き続き日本とウクライナ両国の政府間で意思疎通を継続していきたいと思っております。

現時点では、自衛隊法上の武器に当たるものについてウクライナへの移転というものは考えておりません。

○委員長（里見隆治君） 時間が参りましたので、おまとめください。

○松沢成文君 是非とも、今後、政府内で御検討いただきたいと思っております。

質問を終わります。ありがとうございました。